
第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 日)

令和 5 年 6 月 22 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 5 年 6 月 22 日 午前 10 時 開議

1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 66 号 大山町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 67 号 大山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 3 議案第 68 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について
(名和中学校技術棟改築工事)
- 日程第 5 議案第 70 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 71 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 72 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 73 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 74 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 75 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 76 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 78 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 13 議案第 79 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 14 議案第 80 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 15 議案第 81 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 16 議案第 82 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 17 議案第 83 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 18 議案第 84 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 19 議案第 85 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 20 議案第 86 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 21 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 22 議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

- 日程第 23 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 24 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 25 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 26 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 27 請願第 1 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願
- 日程第 28 請願第 2 号 大人用おむつの助成に関する請願
- 日程第 29 陳情第 5 号 原油・原材料価格・電気料金高騰に対する緊急支援の要望
- 日程第 30 陳情第 7 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 31 陳情第 6 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書採択の陳情
- 日程第 32 発議案第 8 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意
見書の提出について
- 日程第 33 発議案第 9 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第 34 発議案第 10 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 35 発議案第 11 号 森林環境譲与税配分基準に係る意見書の提出について
- 日程第 36 議員派遣について
- 日程第 37 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 39 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 40 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
6 番 池 田 幸 恵	7 番 門 脇 輝 明
8 番 大 原 広 巳	9 番 大 杖 正 彦
10 番 大 森 正 治	11 番 杉 谷 洋 一
12 番 近 藤 大 介	13 番 吉 原 美 智 恵
14 番 岡 田 聰	15 番 野 口 俊 明
16 番 米 本 隆 記	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸
副町長 …………… 吉 尾 啓 介 総務課長 …………… 金 田 茂 之
財務課長…………… 井 上 龍 福祉介護課長 …………… 池 山 大 司
農林水産課長…………… 桑 本 英 治 水道課長 …………… 大 前 満

午前 10 時開議

開議宣告

○議長(米本 隆記君) みなさん、おはようございます。

6月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員は15名です。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第66号

○議長(米本 隆記君) 日程第1、議案第66号 大山町課設置条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第67号

○議長(米本 隆記君) 日程第2、議案第67号 大山町職員の特殊勤務手当に関する

条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 68 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 68 号 大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 69 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について（名和中学校技術棟改築工事）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 70 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 70 号 令和 5 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 71 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 71 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 72 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 72 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 73 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 73 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 74 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 74 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 75 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 75 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 76 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 76 号 令和 5 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 78 号 ～ 日程第 26 議案第 92 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 78 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてから、日程第 26、議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてまで、計 15 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 78 号～92 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命をいたしますのは、お手元の資料の 15 名です。15 名とも人格・見識とも農業委員に適任と考えますので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第 78 号

○議長（米本 隆記君） ただいま 15 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 78 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 78 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は、同意することに決定しました。

議案第 79 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 79 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 79 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第79号は、同意することに決定しました。

議案第 80 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 80 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 80 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第80号は、同意することに決定しました。

議案第 81 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 81 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第81号は、同意することに決定しました。

議案第 82 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 82 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 82 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第82号は、同意することに決定しました。

議案第 83 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 83 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 83 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第83号は、同意することに決定しました。

議案第 84 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 84 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 84 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第84号は、同意することに決定しました。

議案第 85 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 85 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第 85 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。
したがって、議案第85号は、同意することに決定しました。

議案第 86 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 86 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 86 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第86号は、同意することに決定しました。

議案第 87 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 87 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第87号は、同意することに決定しました。

議案第 88 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第88号は、同意することに決定しました。

議案第 89 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第89号は、同意することに決定しました。

議案第 90 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第90号は、同意することに決定しました。

議案第 91 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 91 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第91号は、同意することに決定しました。

議案第 92 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 92 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第92号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

日程第 27 請願第 1 号・日程第 28 請願第 2 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 27、請願第 1 号 1 日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願と、日程第 28、請願第 2 号 大人用おむつの助成に関する請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） それでは、請願第 1 号 1 日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、説明させていただきます。

別姓を名のることで、夫婦の一体感の危惧や理解が追いつかない人もあり、積極的な賛成者が多いわけではない。

しかし、多様性への理解を求める国内世論の流れを鑑み、選択の幅の拡大や対象者の意見を尊重するためにも必要だと判断いたしました。

2017 年内閣府の調査では、家族の姓が違ってても、一体感に影響がないと答える人が 64.3% でありました。

採決の結果、採択 6、不採択 1 で、採択といたしました。

続いて、請願 2 号 大人用のおむつの助成に関する請願について説明をいたします。

おむつ以外にも対象となるものがあり、在宅か通所かの介護にはよるが、1 か月で 3,000 円を超える介護用品の負担は、毎月あるので、年払いが月払いになっても困ることではない。まとめて支払うことによって、返金が発生することも適当ではないと判断しました。

採択とする意見としては、介護を頼む側として、介護者の負担軽減も考え、まとめ買いくるほうがいいとの意見もあった。

採決の結果、採択 2、不採択 5 で、不採択としました。以上、説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから請願第 1 号 1 日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 1 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は、採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、請願第 1 号は、採択とすることに決定しました。

○議長（米本 隆記君） これから請願第 2 号 大人用おむつの助成に関する請願につい

て、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。すいません。まず最初に、委員長の報告は不採択ですので、請願に対して賛成の立場ですか。じゃあどうぞ、お願いします。

○議員（6番 池田 幸恵君） このたびの請願は、町民の非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護する世帯に支給されるもので、介護される方じゃなくて介護をする方に支給されるものであります。

今回のこのような請願が出た理由として、調査をしたところ、制度変更の理由は、介護度の変更や死亡、もう一つに1年分のまとめ買いがあったから、手続が大変という理由でした。

介護度が重度から軽度になるのは、介護士の経験からしても、本当にまれなことで、多々あることではありません。死亡にしても、突然死はともかくとして、普通であれば体が弱っていくのであれば、病院に入院したり介護施設に入所したりと、在宅での介護は困難になってきます。そういうことであればケアマネさんと連携を強化し、制度を止めることなどして対応が可能だと思います。で、まとめ買いにつきましても、大量にあったわけではなく、この制度の利用者は今10名程度だそうです。過去に1件あったということで、まとめ買いにつきましても、実は私この制度を利用して母を介護してました。で、幾らになるのかなと、ざっと計算してみました、昨夜。で、家だと、ベッドがぬれると大変なのでラバーシートも欲しいです。ラバーシートというのはベッドがぬれないように、ぬれない防水シートをかけるものです。ラバーシートは3枚ぐらい要るなとか、パンツ型のおむつも要りますし、おむつに挟むパッド、生理用品みたいなものですね、女性の。ああいうもの。それと、普通のマジックテープで止めるおむつタイプと。1日、人間は平均9回ぐらいトイレに行くというのでパッドも1日3回とか、日中3回とか考えたりして、ざっと計算すると、この時点で必要なものが2万3,000円ぐらいになるんですね。どうしてもこれ、日々の例えばサイクルに乗っていくと抑えられるかもしれないんですけども、初動では必ずこれぐらい必要になってきます。で、介護する者の立場になれば、最低限、これぐらいは欲しいものです。

この制度は、おむつとかパッドだけではなくて、介護する側のグローブ、グローブとかお尻を拭くときの清拭シート、赤ちゃんのおしりシートありますよね、ああいうのも制度の対象になってます。あとはやっぱりお風呂とか入りにくいので、清拭のできるシャンプーとか拭き取りで済むシャンプーとかいろんなものが購入できます。

私も利用してて思ったのは、どこにも制度に毎月そこまでですよ、限度そこまでです

よって書いてないんですね。それは金額あれば、利用者としてはありがたいと思って買います。もし、例えば制度をこう変えていくのであれば、こういう理由があったので、こういうことは控えてほしいです。だから今後こういうふうにしたいですけどっていうふうな、やっぱりハウレンソウですよ。利用者に対して説明すべきでありますし、理解を求めるべきでありますし、まずそれが1番に必要なだと思います。一方的なお願いではなくて、やっぱり利用者の声を聞いて、制度は変更していくべきではないのかなと考えます。

今これ、月々の助成が3,000円って言うておりますけど、介護度3の方が3,000円で、介護度4、5になってきますと月々5,000円、助けていただけます。4とか5になると月々5,000円の支給になりますので、おむつとかは月々の額をオーバーすることはありません。なのでそれを工夫することによって、グローブとかラバーシートを購入することが可能になっていました。

で、介護は本当に先の見えない伴走型です。したものしか分からないと思います。やっぱり皆さん歳をとるんですよ。自分の力で最後までなかなかいける方は少ないと思います。やっぱり介護は、されてるだけでもすまないな、すまないなっていう気持ちがある。さらにお金までってなってくると、やっぱりなかなかこう在宅で、最後まで笑っていけないんじゃないかなって考えます。

残念ながら、多分委員会のほうで不採択にしたんですけれども、介護未経験の方が多数だったと感じています。介護するのも現状女性が多いと思います、おむつとかを買いに行くのも、女性が多いのが現実だと思います。

ぜひ皆さん、自分事として、将来の自分事として、少しでも介護をする側の立場になって考えていていただきたいと思います。誰もが安心して、少しでも在宅で長く過ごせる大山町であるためにこの請願は採択すべきと考えます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。
ありませんか。

[発言するものあり]

○議長（米本 隆記君） はい。請願に対してです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願について賛成者の発言はありますか。

○議員（2番 西本 憲人君） 議長、2番。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） はい。2番、西本憲人です。

大人用おむつ助成の請願に対して、賛成者の立場で討論させていただきます。

今回、先ほど池田議員からも少し説明がありましたけど、今回の請願の少し概要、重複するところがあると思いますけれど、説明させていただきます。

まずこの助成制度は、非課税の生活困窮者のための制度であるということです。非課税世帯の。あとは介護度3から5の人に対しての助成であります。介護度3の方は月額3,000円、4、5の方は月額5,000円です。

3つ目、在宅介護をする人たちに対しての、介護される側じゃなくて、する人に対して出している助成です。

次、介護用品に費用がかかるためそのための助成だと思います。

あと、全体で対象者が10人に満たないということを担当課から説明を受けております。

今回、年度の途中で、1か月3,000円、もしくは5,000円が年間通してまとめ買い購入ができたのが、1か月ごとの助成制度になりました、ということで今回この請願が出てまいりました。いわゆる介護を受けている方、介護してもらっている方とか介護している方が、この大人用おむつに限らずこういった介護用品を毎月買いに行かなくてはいけないですというのが困り事としていただいている請願というふうに私は理解しています。

先ほども池田議員からあったように、年から月になって、助成額としては変わらないんですけど、介護度が途中で下がった場合、もしくは年度の途中で死亡した場合、在宅介護から施設介護に変わった場合、こういった場合は、もし仮にまとめ買いしてしまっていた場合に返金が発生する。これがトラブルになるんじゃないかということが今回問題として挙がっています。

ちなみに、介護度が下がった場合というのは、令和4年度、前年度は1件しかなくてこれが介護度3から2に変わったということで、担当課から話を聞いています。

担当課のヒアリング、言われたことをちょっとお話ししますと、年度決算にしますと途中で介護度がある場合に、先まで買ってしまおうとお金を返金しないといけないので、手続きが発生したりしますと。町としては年額よりも月額のほうが公平に助成ができるということで説明がありました。本来は、未来のところまでの給付は適当ではないということが、担当課の意見でした。

委員会から何人かQアンドAがありました。介護度が変わることによって返金が発生して、これが何件ありましたかということで質問がありました。件数としては、担当課は集計はしていません。トラブルは、実際発生していません。現時点ではお金を支払わずに、物を受け取っている状態です。

オーバーしている部分を業者にお支払いするというのが返金になっています。まあ、返金が発生したときには、返金すればいいんじゃないかなというのは私の所感として思います。

この請願を出していただいた本人さんも来ていただいて委員会でヒアリングさせていただきました。1年間を通して年間3万6,000円、介護度3だと思います。3,000掛ける12か月で3万6,000円、いつでも使えてよかったですと、ひと月ごとの決算になっ

て、忙しく買い忘れるなど、繰越しができないものなので、例えばおむつ、大人おむつはいろいろ履くタイプのものから、一般的なおむつっていうタイプのままで、いろいろあるらしいんですけど、おむつ式は1,800円、パンパース式というんですか、そういったものは1,680円っていうですね、それだけ買おうと思ったら3,000円を超えてしまったりすることがあるので、二つ買いに行きたいけど一つしか買えないということもあるらしいです。

もちろん、それ以外の介護用品も対象にはなっているんですけど、そうなる買いにくい、大変使いにくいというふうに言われていました。1月期決裁ではなくてもどのように年間を通じて使えるようにしてほしい。

あとは、こちら側から請願者の方に対しての質問で、制度が変わってからの説明はありましたかということで、「全然ありません。役場からは一切ないです」ということで、今回、町に対して出した、議会に請願を出す前に町に要望書出してたんですけど、その内容と同じこと以外は一切、細かい説明はなかったということです。

あと年に何回ぐらいに分けて使っていましたかということで、大体3か月、3回ぐらいに分けて使っていましたということらしいです。手続の大変さはありますかという質問に対しては、初めは介護認定になった場合、家族の方が珍しくて介護をしてくださったり、介護が行き届きますけど、2年、3年、5年経ってくると、家族がなかなかいうことを聞いてくれなくなる。介護する側とされる側のお互いストレスがたまってくるということですね。どちらもストレスがたまってきて、家族や親戚にお願いして頼まなきゃいけない、なかなか介護するほうも、その辺の事情はすごく、するほうも大変ですけど、されるほうもお願いしてってということで、ちょっとしたことを頼むのも、かなりストレスがかかるということ言われてました。なので買物が毎月じゃなくて、まとめて行ける、たったそれだけのことなんですけど、それも結構大きなことらしいです。それによってのストレスもしっかり増えるということです。

委員会の中で出た、議員側からの意見、この場合の利用者にとっての不都合が何なのか、月に1回買物に行くのが不都合、身の回りの介護用品を買いに行くのが、月に1回買いに行くのが不都合とか、大変というのが想像できないというような意見も委員会内では出てましたが、私は、この一連の流れをいろいろヒアリングをしたり、担当課にヒアリングしていったり、その当人さんにヒアリングした中で、大変だろうなと思いました。

そもそもこれ補助金じゃなくて助成金という形で出されています。補助金と助成金というのは、やっぱり少し性質が違うなというふうに思っていて、補助金は政策とか、これから推進するために最もよい政策とかに出していくものじゃないかなと思いますけど、助成金ってのはある程度の条件を満たしたら、ほぼ必ずもらえるような資金ではないのかなというふうに思っています。そもそも生活困窮者で介護が必要な人、家族に対し

ての用品の補助ですので、給付型でもいいのではないかなというふうに私は思っています。

そもそもこの助成が何のための助成なのか、何を助きたい助成なのかということが分かれば、仮に返金することが悪いこと、返金が発生することが悪いことだと思いません。返金が発生したら、ちゃんと返金をしてもらったらいいだけの話で、せっかくいい制度としてあるのに、使いにくかったら全く意味がないと思います。

ぜひ困ってる人たちがいるので助成するということをしかり分かっていただいて、この請願、私は採択にするべきだと思いますので皆さんも御検討ください。以上です。

○議長（米本 隆記君） はい、それではこの請願について反対者の意見はありませんか。賛成者の発言はありませんか。

○議員（8番 大原 広巳君） 議長、8番。

○議長（米本 隆記君） 8番 大原議員。

○議員（8番 大原 広巳君） 8番 大原です。

今回の請願に関して、私が紹介議員ということで話を聞いた後、これは議会で取上げて、もむべきだなあというふうに思って紹介議員になりました。

私も年明けに母親が亡くなりまして、1年間ほど下のほうの世話もしましたが、こういう制度があることは、はっきり言って知りませんでした。町民の中のほんの1握りの人かもしれませんが、いつ誰がその立場になるかは分かりません。今回、この介護用品の助成に関する請願ですが、年払いを1か月払いにしてから、利用者の皆さんからどれだけの意見なりを、聞く機会があったのかなというふうに思います。

事業そのものが、ほんの少数の方が対象ですので、聞く機会を持てば、足を立てれば話は聞けたのかなというふうに思います。制度変わってから1年から上、経つわけですけども、何も意見がないのでこの鉄谷さんが、この春にこうして町に要望出すまでは、担当のほうとしては、1年払いが月払いになって何も困ってないんだなというふうに思っていたとは思いません。

で、鉄谷さんのところは、3世代同居で、若い世代もいますんでそれで、買物にも出やすい環境にはあります。対象者の中ではどっちかといえば、恵まれているほうかなというふうに思います。

しかし、中には、お年寄りだけの所帯で、在宅で介護されてるところは、恐らく買い物の足がない状態の方も多々おられると思います。ふだんの買物は当然しなくちゃいけないですし、それに介護用品も買い物して帰らなければいけないわけですから。なかなか、その足がないお年寄り世帯の人達は、なかなか声を届ける場面も行政のほうに、もうちょっとこういうふうにしてもらったらいいがなということの、意見を言う場がなかったのかなというふうには思います。

それと、この事業自体が非課税世帯ということもあって、役場のほうもどれだけ積極

的にこういう事業がありますよっていうことを、周知したのかなあというのも、ちょっと、努力が足りない面もあったんじゃないかなというふうに思います。鉄谷さんは、利用される側の代表として、こういう人もいるので自分よりもっと厳しい立ち位置におられる方もいるので、ぜひとも、このことは取上げてほしいということで請願されました。

変更になって時間が経ってきたので、皆さん利用される方の、より利用しやすい形に変わっていけばこの事業がますます継続して、皆さんのためになるのかなというふうに思います。

最初にも言いましたけども、誰がそういう弱者っていいですか、少数派になるかは分かりませんので、自分の問題として、やっぱりもうちょっと事業を精査したほうがいいなというふうに思いました。皆さんもぜひともいい機会ですので考えてみてください。

今後の事業がよりよくなることを願って、賛成討論とします。

○議長（米本 隆記君） 次に、請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。賛成者の発言はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 委員会報告をしたものの立場として、発言すべきでないかと思いますが、私も議員である前に、1 人の介護をするべき家族を持っている一員でございます。そういう立場から、一言話させていただきます。

できるだけ皆さん、一言だけです。介護する人にとっても介護される人にとっても、よりよい選択をしていただくように、ぜひともよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

そのほか討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 2 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この請願を採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、請願第 2 号は、採択することに決定しました。

日程 29 陳情第 5 号・日程 30 陳情第 7 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、陳情第 5 号 原油、原材料価格、電気料金高騰に対する緊急支援の要望と、日程第 30、陳情第 7 号 地方財政の充実強化を求める陳情

を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長 岡田聡議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 陳情審査報告をいたします。

第5号 原油、原材料価格、電気料金高騰に対する緊急支援の要望、委員会の意見ですが、電気代も約1.5倍に上がり、事業者の困窮がアンケート調査にも、如実にあらわれている。業種に限らない支援の必要性を求めつつ、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号 地方財政の充実強化を求める陳情。作業量など増え、労働環境が厳しくなる中、待遇面が改善されないことを聞き取り調査した。現場の状況を鑑み、全会一致で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから、陳情第5号 原油、原材料価格、電気料金高騰に対する緊急支援の要望について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は、採択とすることに決定しました。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第7号 地方財政の充実強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第7号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第7号は、採択することに決定しました。

日程第31 陳情第6号

○議長（米本 隆記君） 日程第31、陳情第6号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るため、2024年度政府予算にかかる意見書採択の陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） それでは、審査結果の報告をいたします。

陳情第6号 ゆたかな学びの実現、教職員定数の改善を図るための、2024年度政府予算に係る意見書の採択の陳情。

本町は、国の基準を上回る小人数学級への取組を行っており、さらなる小人数学級への検討を働きかけることは重要であります。

本町には高校はないけれども、本町の子どもたちが町外の高校に進学する場合も関係があることから、意見書の採択は必要であるという結論に達しました。

採決の結果、採択6、不採択1で、採択すべきものと決しました。

以上報告終わります。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第6号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るため、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 不採択だという方が1名いらっしゃいますが、どういう主旨だったか、参考にお聞かせ願いたい。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） はい。特に、こういう事情で不採択だという意見が出たということは、私、はっきり記憶しておりませんので、不採択とされた方の御意見が伺えればと思います。補足あれば。

[発言する者あり]

○議員（2番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 35人学級をしませんかというような陳情なんですけど、これ県とか国とかではもうしてるところもあるんじゃないということなんで、もうしていることに対してだったら必要ないんじゃないっていうような話の一部出てましたけど、後で委員会で調べたら、採択後に調べたんじゃないかなと思うんですけど、たしか、35人にまだなっていないような状況だったと思います。

で、ここに書いてあるとおり、高校はないよねっていう意味では、不採択っていう話も出てましたけど、町内の子どもたちが町外の高校に通うときにも対象になるよねっていうことで、結果採択となったという経緯だったと思います。すいません。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第6号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、陳情第6号は採択とすることに決定しました。

日程第32 発議案第8号・日程第33 発議案第9号

○議長（米本 隆記君） 日程第32、発議案第8号 1日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出についてと、日程第33、発議案第9号、ゆたかな学びの実現、教育職員定数改善を図るため、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者、教育民生常任委員会委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員会委員長（門脇 輝明君） そうしましたら、提案理由の説明をさせていただきます。

1日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう、政府に求める意見書についてですけども、先ほど承認いただきましたので、この提出について、発議をさせていただきました。

内容については、請願書のとおりでございますけれども、別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では、夫婦同姓での婚姻が認められていないため、望まぬ改正事実婚通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は、日本以外にはなく、憲法が保障した行政の平等と基本的人権に反します。

1996年に、法制審議会が選択的夫婦別姓の導入などを含む、民法改正の要綱を答申して、四半世紀が経過しました。国連女性差別撤廃委員会を初めとする国連や国際機関も、日本政府に対し、民法の差別的、規定の廃止を繰り返し、勧告しております。

それにもかかわらず、2015年及び2021年に最高裁は、夫婦同姓の強制は合意という

判断を示し、制度の在り方については、国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。

よって、国においては、1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう、求めるものがあります。以上、提案理由の説明といたします。

続いて、ゆたかな学びの実現、教職員定数を改善を図るための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について。

上記の提案理由といたしましては、先ほど、採択された請願書のとおりでございますけれども、内容としては、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や、未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に、教育行政を進めることができるよう、下記のとおり措置を講じられるよう強く要請するものです。

記、一つ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級10学級について検討すること。

二つ、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

三つ、自治体での国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

四つ、教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

五つ、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。以上でございます。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第8号 1日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。

○議員（10 番 大森 正治君） 質疑ではないんですけども、先ほどの委員長の読み上げの中で、意見書の 2 行目のところで現行の民法では夫婦別姓としなきゃならんところを同姓とおっしゃったように私聞いたんですが、間違いならば、訂正したほうがいいと思いますので、ちょっとそのことを指摘したいと思います。

○議長（米本 隆記君） はい、どうぞ。

○教育民生常任委員会委員長（門脇 輝明君） 2 行目、夫婦別姓での婚姻が認められていないということですか。

読み上げが間違っておりましたら、訂正させていただきます。三行目は、夫婦同姓というふうに書いております。

○議長（米本 隆記君） ちょっと待ってくださいね。ちょっと見ますね。

夫婦同姓、ここでしょう。2 行目、夫婦別姓の婚姻が認められないため、というところが・・・、ちょっと休憩しますね。暫時休憩します。

午前 11 時 6 分休憩

午前 11 時 7 分再開

○議長（米本 隆記君） 再開します。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 手を上げて。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○教育民生常任委員会委員長（門脇 輝明君） 先ほど大森議員の指摘のありました、夫婦同姓というふうに関こえましたら間違いでございます。夫婦別姓でございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 8 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第 9 号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るため、2024 年度政府予算に係る意見書提出について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第 9 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） ここで休憩とします。再開は、11 時 20 分とします。

午前 11 時 10 分休憩

午前 11 時 20 分再開

日程第 34 発議案第 10 号・日程第 35 発議案第 11 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 34、発議案第 10 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてと、日程第 35、発議案第 11 号 森林環境譲与税配分基準に係る意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 総務経済常任委員会委員長 岡田 聡議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聡君） 採択していただきました陳情第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

意見書を読み上げて提案理由といたします。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確

に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5 類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の 1 兆円については、新たに「地方創生推進費」として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
5. 会計年度任用職員制度の運用については、2024 年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
6. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
7. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を 3 割とする現行の譲与基準を見直すこと。
8. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。以上です。

提出先は、標記のとおりです。

発議案第 11 号 森林環境譲与税配分基準に係る意見書の提出について、意見書を読み上げて、提案理由といたします。

国立公園を有する大山町は森林組合を中心に、温室効果ガスの排出削減や水源涵養、土砂崩れなどの自然災害防止の観点からも、森林保全をおこなってきている。

しかし、森林管理における現状は大変厳しく、林道整備、担い手不足等多くの問題を

抱えています。

令和元年度からの森林環境譲与税が導入され、特に人材の育成や意向調査・整備など、有効に活用されてきた。

間伐作業に関して地主負担となる場合、計画が滞っていたものを補助するなど、今までの補助事業では補えなかった部分をこの森林環境譲与税が賄える事案があり、森林保全に大きく寄与している。

しかし、現在の森林環境譲与税の制度では、比率として30%が人口に対しての配分となり、森林保全の必要がない都市部に対しての額が多くなっている。

広い森林を抱える市町村が、より有効に森林整備、人材育成ができるように下記を要望する。

記

1. 森林環境譲与税の配分基準の見直し、森林整備・人材育成推進のため、広い森林を抱える地域に対してより配分が高まるよう、人口30%の基準を見直しすること。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第10号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です

したがって、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（米本 隆記君） これから、発議案第11号 森林環境譲与税配分基準に係る意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） ちょっとお聞きします。先ほどの地方財政の充実・強化を求める意見書の中に、その中8項目のなかの7項目に・・

〔 発言する者あり 〕

○議員（9番 大杖 正彦君） ええ、読むんです。これから質疑です。に、こういうことが入っています。森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと、というふうに既に申し出てあります。

それなのに、なお且つこの森林環境譲与税配分基準に係る意見書の提出について、同じ意見書を出す理由は、どういうことだったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 地方財政の充実・強化を求める意見書の中には、入れたわけですが、特に森林環境譲与税については、県内の自治体から要望もありまして、これは別個に出すべきということです。

地方財政の充実・強化を求める意見書の中から省いてもいいのかもしれませんが、一応陳情者の意向もくみましてそのまま入れたような形です。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番

○議長（米本 隆記君） 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） 事情は分かりますが、陳情を受けた際に、そういった内容の確認とか、説明はなされたんでしょうか。陳情を受けられた際に、その審査の中に陳情者に対して、こういう意見書が既に、財政を求める項目に含まれているということの説明は陳情者に対してされたかどうかの確認です。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） それは確認して・・・

○議長（米本 隆記君） 岡田議員、一言。この環境の譲与税については、発議案ですので、そこで答弁をお願いいたします。

○総務経済常任委員会委員長（岡田 聰君） 地方財政の充実強化についてももちろん。他の項目に議論が集中して、そこまでは聞いておりません。

〔「補足します」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） いや、補足ですか。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔 発言する者あり 〕

○議長（米本 隆記君） その他、質疑ありませんか。

〔「発言があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑ありますか。質疑ですよ、今。

〔「大杖議員についての・・・」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 大杖議員はそれで納得されていますので、今質疑ですから、質

疑があったらお願いします。

[「質疑じゃないでしょ」「質疑じゃないです」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 11 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（米本 隆記君） 起立多数です

したがって、発議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 36、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 37 ～ 日程第 40 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 37、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第 40、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。

一同礼。お疲れ様でした

午前 11 時 36 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 西本 憲人

署名議員 豊 哲也